

●香川県選挙管理委員会告示第10号

平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

令和6年9月10日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1～3 略			1～3 略		
4 老人ホーム			4 老人ホーム		
名称	所在地	指定年月日	名称	所在地	指定年月日
略			略		
特別養護老人ホームさぬき	高松市中野町26番29号	令和6年9月4日	特別養護老人ホームさぬき	高松市宮脇町2-37-21	平成14年7月29日
略			略		
短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームさぬき	高松市中野町26番29号	令和6年9月4日	短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームさぬき	高松市宮脇町二丁目37番地21	令和4年8月4日
略			略		
5・6 略			5・6 略		